

環境省令第十九号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）を実施するため、東日本大震災に対処するための窒素酸化物排出基準等を適用しない期間の特例に関する省令の一部を改正する省令の次に定める。

平成二十三年九月二十九日

環境大臣 細野 豪志

東日本大震災に対処するための窒素酸化物排出基準等を適用しない期間の特例に関する省令の一部を改正する省令

東日本大震災に対処するための窒素酸化物排出基準等を適用しない期間の特例に関する省令（平成二十三年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一項中「粒子状物質排出自動車」の下に「のうち消防自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）別表第二の五の項の規定に基づき環境大臣が定めるものに限る。」を加え、「平成二十三年三月十一日から同

年九月三十日まで」を「平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、「かつ」の下に「、」を加え、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号。以下「令」という。）第五条第一項又は」及び「、第五条」を削り、「若しくは」を「又は」に、「平成二十三年四月二十六日から同年九月三十日まで」を「平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、「令第五条第一項又は」を削り、「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年四月一日」に改め、第二項中「令第五条第一項又は」及び「、第五条」を削り、「若しくは」を「又は」に、「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附 則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。